

後期高齢者医療被保険者証について

被保険者証を

7月下旬に送付

75歳以上の方が8月1日よりお使いいただく、新しい被保険者証を7月下旬に簡易書留で郵送します。

お手元に届きましたらお名前等をご確認いただき、医療機関で診療等を受ける際にご提示ください。(現在お使いの被保険者証は、8月以降使用できませんので、各自において廃棄をお願いします。)

また、限度額適用・標準負担額減額認定証も、8月1日より新しくなり、被保険者証とは別に郵送されます。(前年度交付を受けている方で今年度も適用要件に該当する場合は、引き続き交付されます。)
※新規に限度額適用・標準負担額減額認定証の交付を受ける場合には、申請が必要です。

保険料の算定

保険料は、被保険者それぞれの前年中の所得に基づき、毎年7月に算定され、7月中旬にお知らせします。年度途中で資格を取得され

【図1】

平成25年度の保険料率

- 所得割率 7.86%
- 均等割額 39,670円

$$\text{保険料額} = 39,670\text{円} + (\text{所得} - 33\text{万}) \times 7.86\%$$

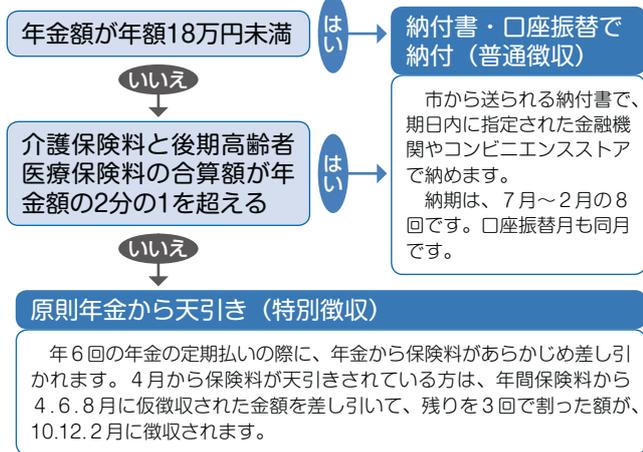
(均等割額) (所得割額)

※保険料の賦課限度額は55万円です。

【図2】

	均等割が軽減される世帯	軽減割合
同一世帯内の被保険者及び世帯主の総所得金額等が	基礎控除額(33万円)以下の世帯で、被保険者全員に年金収入以外の所得がなく、年金収入が80万円以下の世帯	9割
	基礎控除額(33万円)以下の世帯	8.5割
	基礎控除額(33万円) + (24.5万円 × 被保険者数(被保険者である世帯主は除く))以下の世帯	5割
	基礎控除額(33万円) + (35万円 × 被保険者数)以下の世帯	2割

【図3】



た方(75歳の誕生日を迎えた方や転入された方等)へは、資格取得の翌月に通知します。平成25年度の保険料率は、次のとおり昨年度と同額になります。【図1参照】

保険料率の軽減

■均等割軽減

(均等割額39,670円)
軽減判定のための対象総所得金額等が次に該当する世帯の被保険者は、均等割額が軽減されます。【図2参照】

■所得割軽減

所得割額を負担する被保険者のうち、基礎控除後(基礎控除額33万円)の総所得金額等が58万円を超えない方については、所得割額が一律5割軽減されます。

■被用者保険の被扶養者に対する9割軽減

職場の健康保険などの被扶養者であった場合には、所得割額は発生せず、均等割額は9割軽減されます。

納付方法は2通り

年金から天引きされる「特別徴収」と、納付書や口座振替

替による「普通徴収」の2通りです。【図3参照】

■普通徴収の口座振替を希望する場合

市民課窓口で次のものをご用意のうえ申請してください。

- 振替口座の預金通帳
- 通帳の届出印
- 後期高齢者医療被保険者証

■お問い合わせ・お申し込み

市民課国保医療担当
(内線1275129・137)

収納課徴収担当
(内線163・165)

県後期高齢者医療広域連合
055123615671

平成26年11月重度心身障害者医療費助成事業の助成方法を変更します。

障害者の医療費を助成する重度心身障害者医療費助成事業の助成方法を、平成26年11月より現在の窓口無料から自動還付方式に変更します。

今回の助成方法の変更について、多くの皆さんにご理解いただくため、次のとおり説明会を開催しますので、ぜひご参加ください。なお、事前申込は不要です。

◇自動還付方式とは

県内の医療機関を受診時に自己負担分を一旦窓口でお支払いいただきますが、その都度申請手続を行わなくても自動的に、3か月程度で受給者の口座に自己負担分が振込まれる方法です。

■日時 8月8日(木) 13時30分～15時

■場所 北巨摩合同庁舎101会議室

■お問い合わせ

山梨県福祉保健部障害福祉課
055122311495

市民課国保医療担当
(内線137)